

令和4年1月28日

受益者ならびに投資家の皆さま

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 平井 治子

## 弊社に対する金融庁による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、令和4年1月21日、証券取引等監視委員会から金融庁に対して行政処分を行うよう勧告が行われていましたが、弊社は本日、金融庁より業務改善命令を受けました。

業務改善命令の詳細につきましては別紙1のとおりです。

過去にも業務改善命令を受けているにも関わらず、今般の処分を受けることにつきまして深く反省し、受益者ならびに投資家の皆さまに、多大なるご迷惑、ご不安をおかけいたしますことを、深く心よりお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、投資運用業者としてお客様の最善の利益の追求を実践するための法令遵守体制および内部管理体制の構築、実効性のある再発防止策の策定を含む命令事項の確実な実行に向けて全役職員一丸となり真摯に取り組んで参る所存です。

また、再発防止を含めた業務改善計画につきましては、改めてご報告させていただきます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
新生インベストメント・マネジメント株式会社  
Tel: 0120-478-679  
(営業日の午前9時より午後5時まで)

(別紙1)

新生インベストメント・マネジメント株式会社に対する行政処分について

(※以下は金融庁ホームページに掲載されている原文です)

新生インベストメント・マネジメント株式会社(東京都中央区、法人番号1010001076871)(以下「当社」という。)に対する検査の結果、法令違反が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(令和4年1月21日付)

当該勧告を受けたことから、本日、当社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、行政処分を行った。

## 1. 勧告の事実関係

### (1) 投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況

当社は、前回検査(勧告日:平成24年12月7日)において、投資一任契約の運用に組み入れる投資対象資産の買付価格について十分な調査を行っていないなど、「投資一任業務に係る善管注意義務違反」として指摘を受け、平成24年12月、金融商品取引法第51条の規定に基づき、投資一任契約の締結・運用に際して十分な体制を構築すること等の再発防止策の策定を含めた業務改善命令が発出されており、当社は、同命令を受け、商品特性別の調査プロセスと価格の妥当性検証のプロセスを社内規程等に加え、投資を決定する会議体において商品特性を踏まえた議論を行うなどとした業務改善を行うこととしていた。

こうした中、前回検査以降に当社が顧客と締結した投資一任契約のうち、以下のAからFまでの他社運用の各ファンドを投資対象として組み入れている投資一任契約において、以下の問題が認められた。

#### ア 商品特性に応じた調査の状況

当社は、以下のとおり、契約締結前後を通じて商品特性に応じた調査を十分に行っておらず、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

(ア) 多数の中小企業等に融資を行い、その元利金の返済を運用成果とする特性を有する海外運用会社のAファンドにつき、当社の調査は、そのような商品特性であるにもかかわらず、当該海外運用会社の組織体制やファンドの概要等の形式的な確認にとどまり、当該ファンドの具体的な融資先すら把握しておらず、融資の回収可能性の検証もしていない。

(イ) 世界のグロース株に投資し、投資可能通貨などにより複数のシェアクラスが存在する特性を有する海外運用会社のBファンドにつき、いずれのシェアクラスにおいても為替ヘッジが行われていないにもかかわらず、当社の調査では、為替ヘッジ付きのシェアクラスが存在すると誤認しており、その結果、為替ヘッジ付きでの運用を希望する顧客と投資一任契約を締結しており、契約締結後約1年もの間、シェアクラスにおける為替ヘッジが行われていない事実を認識しないまま運用している。

- (ウ) プライム・ブローカーに顧客資産を担保や証拠金として差し入れてレバレッジをかけ、世界の様々な金融商品の先物、商品先物、ABS のマージン取引などに投資するという特性を有する海外運用会社のCファンド及びDファンドにつき、当社の調査では、そのような商品特性であるにもかかわらず、プライム・ブローカーについての調査を実施しておらず、プライム・ブローカーにおける顧客資産の分別管理の状況を確認していない。
- (エ) 海外の未公開企業への投資という特性を有する海外運用会社のEファンド及びFファンドにつき、当社の調査では、そのような商品特性であるにもかかわらず、ファンドの投資対象企業の実在性を裏付ける情報を、当該海外運用会社を通じるなどして確認をしていない。

#### イ 時価評価体制に係る調査の状況

当社は、Eファンド及びFファンドについて、非上場株式に投資するという特性を有するもので、運用先における時価評価体制を調査する等により、運用財産の正確な評価を実施することが必要であるが、顧客との投資一任契約締結前の調査時点で、当該ファンドの運用会社が行っていた時価評価に対する監査報告書による保証表明が得られていないにもかかわらず、自ら当該運用会社の時価評価体制の調査をしておらず、例えば、ファンドの投資先企業の財務諸表や評価方法等について入手の可否を確認しないまま投資一任契約を締結し、その後も適正な時価で評価されているかについての調査を行うことなく運用しており、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

#### ウ 投資判断の状況

当社は、Aファンドにつき、投資一任契約締結後に、当該ファンドの運用会社から当該ファンドの解約受付の一時停止、解約額の上限の引下げ設定等、顧客資産に重大な影響を与える可能性のある通知が断続的に行われるなど、投資一任契約に基づく当社の投資判断が求められる事象が立て続けに発生していたにもかかわらず、自らは投資判断を行っておらず、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

当社による上記アからウまでの状況は、投資運用業者として、運用財産の運用・管理を適切に行っておらず、投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第2項に定める「善良な管理者の注意義務」に違反するものと認められる。

- (2) 公募投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況

#### ア 公募投資信託の設定前調査等が不適切な状況

当社は、平成27年8月から同28年12月までにかけて、複数の公募投資信託（以下「公募投信シリーズ」という。）を設定している。当該公募投信シリーズは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されており、当社は、国内運用会社が運用する国内外の複合資産に投資するラップ型の投資信託（以下「運用対象投信」という。）を組み入れている。

公募投信シリーズの運用対象投信においては、基準価額の下落率が目標数値の範囲内にある場合には、様々なリスク資産間で機動的に資産を配分する運用が行われるが、目標数値を超過して

下落した場合、リスク資産間で機動的に資産を配分する運用は行われず、最長1年間、運用対象投信の全運用資産が現金及び現金同等の性質を持つ短期債券（以下「現金等」という。）に固定化される運用となっていたため、公募投信シリーズは、運用対象投信の基準価額が目標数値の範囲内にあるか否かにより、運用方針が異なってくるという特色を有するものであった。

しかしながら、当社は、公募投信シリーズの設定前における調査において、投資先ファンドの基準価額が目標数値を超過して下落した場合の運用方針を把握しないまま公募投信シリーズを平成27年8月以降順次設定し、令和2年3月に投資先ファンドを運用する国内運用会社より、公募投信シリーズのうち一部の投資信託（以下「現金等配分公募投信」という。）の運用対象投信の全運用資産が現金等に固定化される運用となる旨の説明を受けるまで、当社は長期にわたって当該運用方針を認識せず、当該説明を受けた後も運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行わないまま公募投信シリーズの運用を行っていた。

このような状況は、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第2項に定める「善良な管理者の注意義務」に違反するものと認められる。

#### イ 公募投資信託の受益者対応が不適切な状況

当社は、アに掲げた公募投信シリーズにおいて現金等配分公募投信が発生したことに関し、その一部では、受益者が負担し続けることとなる信託報酬やその他運用コストと、受益者が当該投信の中途解約時に負担することとなる信託財産留保額（以下「手数料等」という。）を比較すると、中途解約の方が受益者有利になる可能性があることを認識したにもかかわらず、令和2年4月10日に現金等配分公募投信の全ての受益者向けの臨時レポートを開示した際に、そのことに言及していない。

また、当社は、受益者や販売会社の営業員から問い合わせを受けた際に、一部の営業員に対してのみ、受益者が手数料等を支払って中途解約した方が良い旨回答するなど、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っている。

このような状況は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。

## 2. 行政処分の内容

### ○ 業務改善命令

- 1) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- 2) 特に、過去の行政処分を受け、投資一任契約の締結・運用に際して具体的な再発防止策を策定しているが、今回、投資一任契約や公募投資信託に関して、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって忠実に業務が行われていなかったことについて、その発生原因を究明した上で、顧客利益や運用を重視するガバナンスの強化に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築等、実効性ある具体的な再発防止策を策定し、実施すること。
- 3) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。

- 4) 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- 5) 上記1)から4)の実施状況について、初回報告期限を令和4年2月28日(月曜)として、以降は四半期末経過後15日以内に報告すること。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

(別紙2)

業務改善命令に関する Q&A (新生インベストメント・マネジメント作成)

Q1. 業務改善命令について説明してください

金融庁が金融機関の健全な経営を確保するために行う行政処分のひとつです。検査等を通じて法令違反等が認められた場合にそれを是正するために命じられます。当命令を受けた場合には、業務改善計画を金融庁に提出し、その監督下で計画通り遂行することが求められます。

弊社は、証券取引等監視委員会による検査を受けておりました。検査の結果、投資一任業務における善管注意義務違反、及び公募投資信託業務における善管注意義務違反、忠実義務違反の事実が認められたため、証券取引等監視委員会は、令和4年1月21日に金融庁に対して行政処分を行うよう勧告を行っていました。これを受け、金融庁は、令和4年1月28日に弊社に対して業務改善命令の行政処分を行いました。

受益者ならびに投資家の皆さまに多大なるご迷惑ご心配をおかけしましたことを深く心よりお詫び申し上げます。

Q2. 業務改善の実施時期、内容について説明してください

業務改善計画策定に着手しており、令和4年2月28日を期限に初回報告を金融庁に対して提出し、以降、四半期毎に報告を行います。

投資運用業者として善良な管理者の注意をもって忠実に業務を行うための再発防止策を策定し、法令遵守体制および内部管理体制の構築と業務改善を実施してまいります。また、社内研修等を通じて役職員における顧客利益重視の姿勢の徹底を図ってまいります。

Q3. 投資信託が償還されることはありますか

業務改善命令の対象となった公募投信シリーズの投資信託のうち、単位型については既に満期償還しております。運用中の同シリーズの追加型投資信託について、今回の行政処分にともない償還されることはございません。投資信託の償還は、各投資信託の目論見書の規定にしたがってのみ行われます。

Q4. 今後、投資信託の運用に影響がありますか

弊社が運用する投資信託において、今回の行政処分にもなう運用方針や運用手法の変更はありません。また、運用パフォーマンスに影響を及ぼすものでもありません。

Q5. 投資信託の購入・解約の申込みは出来ますか

弊社が運用する投資信託において、購入および解約のお申込みに関する変更はありません。通常通りのお申込みが可能です。

Q6. 投資一任契約に関する処分が投資信託に影響を及ぼすことはありますか

投資一任業務と投資信託業務は分離して運営されており、それぞれが影響を及ぼすことはありません。

(業務改善命令に至った経緯については、別紙1をご覧ください)

Q7. 今回の業務改善命令に関する問い合わせ窓口はありますか

令和4年1月31日より以下の電話窓口を開設いたします。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 Tel: 0120-478-679

(営業日の午前9時より午後5時まで)